

パテントドキュメンテーション委員会運営内規

(総則)

1. 本委員会はパテントドキュメンテーション委員会と称する。
2. 本委員会の運営に関しては以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(目的と機能)

3. 本委員会は情報科学技術協会のパテントドキュメンテーション事業に関する企画・運営、パテントドキュメンテーションに関する基礎から応用までの教育、訓練を行い、また研究発表の場を提供する目的をもって以下のことを行う。
 - 1) 講習会、セミナー、研究会および見学会・講演会等の企画および講師等の候補を選定する。
 - 2) 書籍等の出版の企画および執筆者等の候補を推薦する。
 - 3) 特定の課題を設けた専門部会を設けて活動を行う。
 - 4) 協会内外の関連組織と連携をとりながら事業活動を行う。
 - 5) 第3項1) から4) に係わる開催案内等の広報活動を行う。

(委員会の構成)

4. 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員10名程度および担当理事をもって構成する。委員はOUG特許分科会、SIGパテントドキュメンテーション部会から各1名を委員として加える。また、委員長が必要に応じて顧問を置くことができる。ただし、委員長が必要と認められた場合は、副委員長、委員の人数は、必ずしもこの人数にこだわるものではない。

(委員等の委嘱および解任)

5. 委員長、副委員長、担当理事および委員会顧問の委嘱および解任は第2項による。

(委員の任期)

6. 委員の任期は原則として2年とし、その他事項については第2項による。ただし、重任は妨げない。
7. 委員長、副委員長、および委員会顧問の任期は原則として2年とする。ただし、重任は原則として1回に限り認める。

(委員長等の職務)

8. 委員長、副委員長、担当理事および委員会顧問の職務は第2項による。

(その他)

9. 委員等は講習会・セミナー等の実施状況を把握し、今後の企画に役立てるため、必要に応じて講習会・セミナー等に随時出席する。
10. 講習会、セミナー、書籍等の企画、実施については、研修委員会、出版委員会等と連携して事業を行う。

(附則)

本内規は2009年6月12日の理事会において承認された。